

## 住所を変更した場合について

転居などにより自動車検査証（車検証）に記載されている住所を変更した場合は、住民票の転居手続き、運転免許証などの住所変更手続きと同じように、**現在の住所を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所で登録変更の手続きが必要になりますので、必ず手続きしてください。**（この手続きを怠りますと、自動車の使用上不都合が生じたり、思わぬトラブルになる場合があります。）

事情があって登録変更の手続きが遅れる場合は、下記の『住所変更届』に必要事項を記入のうえ、切り取って「封筒」に入れて、都税総合事務センター自動車税課に送付してください。

**なお、『住所変更届』を提出されましても、自動車検査証（車検証）の住所は変更されません。**

※二輪車及び軽自動車は市役所（区役所）又は町村役場までご連絡ください。

### ご注意

- \* 納税通知書に記載されている氏名、法人名を変更することはできません。
- \* 実際に居住していない住所（勤務先など）への送付はできません。
- \* 法人の場合で、各支店・営業所ごとに別々に送付することはできませんので、ご注意ください。

あて先

〒171-8517  
豊島区西池袋1-17-1  
都税総合事務センター  
自動車税課行（住所変更担当）

キリトリ

### 自動車税 住所変更届

太枠の中を全て記入・押印してください。  
記入漏れがありますと、住所変更の処理ができない場合があります。

① 自動車の登録番号(ナンバープレートの番号)

(○で囲んでください) ※軽自動車・二輪車、他道府県ナンバーはご使用いただけません。

品川 多摩 足立 八王子 練馬

② 納税義務者の氏名(法人の場合は名称)

印鑑を必ず押印してください  
(法人は代表者印)

氏名 ※氏名や法人名の変更はできません。

改姓・商号変更後記入欄

婚姻・商号変更の場合、併せてこちらに記入してください。

③ 新住所

〒

※棟・室番号も忘れずに記入してください。  
※納税義務者以外への住所変更はできません。

TEL

④ 今年度の納税通知書はお手元に届きましたか？(○で囲んでください)

届いた ・ 届かない

キリトリ